

韓国及び台湾産ポリエステル短繊維に対する 不当廉売関税(アンチダンピング税)の課税終了について

平成24年8月6日
経 済 産 業 省

韓国及び台湾産のポリエステル短繊維の一部に対しては、平成14年7月からアンチダンピング(AD)税が5年間課税され、平成19年6月に延長調査(サンセットレビュー)においてAD税の課税期間の5年間延長の決定を行い、本年6月28日まで課税されているところ。

国内産業より再度の課税期間の延長申請が行われなかったため、課税期間満了日である6月28日をもって課税を終了した。

1. 対象品目

韓国及び台湾産 ポリエステル短繊維の一部

- ふとん等の詰めわた、カーペットの素材等の不織布として用いられる。
- 輸入統計品目番号は、5503. 20. 010に分類される。

2. AD措置の概要

- 課税期間： 平成14年7月26日～平成24年6月28日(約10年間)
- AD税率：

国名	企業名	AD税率
韓国	サムフン(三興)社	6.0%
	サムヨン(三栄合織)社	課税せず (ダンピング無し)
	ソンリム(成林)社	
	デヤン(大洋産業)社	
	ヒュービス社	
	その他の企業	13.5%
台湾	全社	10.3%

AD調査・措置の経緯

平成13年2月28日 (2001年)	繊維企業5社がAD税の課税申請を財務省に提出 申請者: 帝人、東レ、クラレ、東洋紡績、ユニチカファイバー		
平成13年4月23日	調査当局(当省・財務省)がAD調査を開始		
平成14年7月26日 (2002年)	AD税の課税開始(課税期間は5年間)		
		企業名	AD税率
	韓国	サムフン(三興)社	6.0%
		サムヨン(三栄合織)社	課税せず (ダンピング無し)
		ソンリム(成林)社	
		デヤン(大洋産業)社	
		ヒュービス社	
		その他の企業	13.5%
	台湾	全社	10.3%
平成18年6月30日 (2006年)	繊維企業3社がAD税の賦課の延長申請を財務省に提出 申請者: 帝人ファイバー、東レ、ユニチカファイバー		
平成18年8月31日	調査当局(当省・財務省)が延長調査を開始		
平成19年7月1日 (2007年)	AD税の課税延長(課税期間を5年間延長し、課税期間の合計は10年間となる)		
平成24年6月28日 (2012年)	AD税の課税期間満了(失効)		
平成24年6月29日	AD税の課税期間満了(失効)に係る官報告示(財務大臣名) 利害関係者に対する通知(財務省関税局長名)		